

みょうこうゼロチャレ事業所応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、妙高市ゼロカーボンチャレンジ事業所(妙高市ゼロカーボンチャレンジ事業所登録制度の登録を受けた事業所をいう。以下「みょうこうゼロチャレ事業所」という。)が行う二酸化炭素排出量削減につながる重点チャレンジの取組に対し、予算の範囲内において、みょうこうゼロチャレ事業所応援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則(平成19年妙高市規則第14号)、妙高市補助金交付基準(平成19年妙高市訓令第4号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) みょうこうゼロチャレ事業所であること。
- (2) 事業所が公共下水道及び農業集落排水区域にある場合、下水道のつなぎ込みが完了していること。
- (3) 申請時において、市税を滞納していないこと。

2 前項各号における要件のほか、事業所が賃借している建築物である場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助事業実施後も同一事業者において事業を継続するものであること。
- (2) 建築物の所有者から当該事業の内容について承諾を得ていること。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象となる事業は、別表に掲げる目標達成事業とし、補助対象となる経費は、事業を実施するために必要となる経費のうち、同表に定めるものとする。ただし、他の補助金等を受ける経費は、対象外とする。

2 1つの施設の一部において申請者が事業のために占有している場合は、申請者が事業のために占有している部分に係る経費のみとし、これによりがたい場合は、その全てを補助対象経費としない。

(補助金の額及び補助限度額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1年度当たり50万円を上限とする。ただし、1つの事業所につき累計200万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1つの事業所につき、1年度当たり1回を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助対象事業に着手する前にみょうこうゼロチャレ事業所応援補助金交付申請書(別記様式第1号)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の可否を決定し、みょうこうゼロチャレ事業所応援補助金交付決定（不交付）通知書（別記様式第2号）により、通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助対象者」という。）で、次のいずれか該当する場合は、みょうこうゼロチャレ事業所応援補助事業変更承認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費について、20パーセント以上増減する場合又は補助金の額に影響が出る金額の変更をする場合

（2）事業又は事業個所を変更する場合

（3）事業を中止する場合

4 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、変更の可否を決定し、みょうこうゼロチャレ事業所応援補助事業変更承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助対象者は申請した事業が完了したときは、速やかにみょうこうゼロチャレ事業所応援補助金実績報告書（別記様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による報告があった場合、みょうこうゼロチャレ事業所応援補助金確定通知書（別記様式第6号）により、確定した補助金額を通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとする。

（決定の取消等）

第9条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2）建築基準法（昭和25年法律第201号）等の規定に違反したとき。

（3）この要綱の規定に違反したとき。

（4）その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、額の確定があった後においても適用するものとする。

3 前項の場合において、市長は補助対象者に対し既に交付されている補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

区分	事業種類	目標達成事業（重点チャレンジ）
省エネ化、二酸化炭素排出量削減に向けた設備の改修・更新、新規導入	屋根、外壁、サッシ等の断熱化・遮熱化	<p>（1）屋根、外壁及び床の断熱化</p> <p>①既存屋根（天井）や外壁の断熱材を外張り断熱材又は敷込断熱材等に施工する工事</p> <p>②既存の外壁材の上から一定の品質性能を有する外壁材を張る場合又は断熱材と一体化した外壁材に張り替えする工事</p> <p>※既存の天井をそのままに敷込断熱材等を施工する工事をいう。</p> <p>※既存の床下や基礎に敷込断熱材等を施工する工事をいう。</p> <p>（2）屋根及び外壁等の遮熱化</p> <p>①屋根や外壁面の温度上昇を抑制するために遮熱塗料等の塗布や遮熱材の張込み等をする工事</p> <p>（3）サッシの断熱化</p> <p>①既存のガラスを複層ガラス等に交換する工事</p> <p>②既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置する工事</p> <p>③経年劣化したサッシを枠ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事</p> <p>④経年劣化したドアや引戸を取り外し、新しいドアや引戸を取り付ける工事</p> <p>（4）遮熱カーテンの設置</p> <p>①一般社団法人日本インテリアファブリック協会が認定する機能性表示マークが表示された製品を設置する工事</p> <p>（5）遮熱ブラインド、遮熱ガラスフィルムの設置</p> <p>①各メーカーで遮熱性能を有する製品であることが証明できる製品を設置する工事</p> <p>※（1）から（5）までの使用材料は、全てJ I S規格等の認定品を使用すること。また、建築基準法関係規定を遵守し、構造上及び防火上、衛生上の安全を確保すること。</p>
	高効率照明設備への更新、新規導入（既存照明のLED化）	<p>既存照明器具を高効率照明設備（LED照明器具）に取り替える工事</p> <p>※J I S規格等の認定品を使用すること。</p>
	高効率空調設備（省エネ型エアコン）への更新、	統一省エネラベルの省エネ基準達成率100%以上の製品の設置工事

新規導入		
省エネ型衛生器具への更新、新規導入	節水型便器及び統一省エネラベルの省エネ基準達成率100%以上の製品の設置工事	
高効率給湯器（自然冷媒ヒートポンプ給湯機・エコキュート）への更新、新規導入	統一省エネラベルの省エネ基準達成率100%以上の製品の設置工事	
潜熱回収型給湯器への更新、新規導入（エコジョーズ）	一般社団法人日本ガス石油機器工業会の登録機器の設置工事	
燃料電池設備（エネファーム）の導入	一般社団法人燃料電池普及促進協会の登録機器の設置工事	
次世代自動車への更新、新規導入	電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車の購入費	
エネルギーマネジメントシステムの新規導入	エネルギーマネジメントシステムの設置工事	
省エネ型オフィス機器・省エネ家電への更新、新規導入	コピー機、プリンタ、FAX、スキャナ、パソコンの購入費などGPNグリーン購入ガイドライン一覧に記載のあるOA機器、家電の購入費	
排熱利用設備への更新、新規導入	排熱利用設備の設置工事	
上記のほか、市長が認める設備の更新、新規導入	上記のほか、省エネ化、二酸化炭素排出量削減が明らかで、その効果が数値で明確な工事及び機器の導入	
再エネ設備の導入	太陽光発電システムの導入	太陽電池の最大出力が5kW以上の太陽光発電システムを設置する工事 ※補助対象経費は、10万円/kWとする。 ※太陽電池モジュールを既存事務所の屋根等に設置すること。 ※太陽光発電による電気が、当該設備が設置される事務所において消費されること。 ※太陽電池モジュールを使用し、メーカーから認証証明書及び保証書等が発行される製品（未使用のものに限る。）とすること。
	蓄電池システムの導入	蓄電容量5kWh以上の蓄電池システムを設置する工事 ※補助対象経費は、10万円/kWhとする。 ※常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電池システム

	<p>ムに充電するとともに充電した電力を当該事務所で消費すること。</p> <p>※リチウムイオン電池等を使用し、メーカーから認証証明書及び保証書等が発行される製品（未使用のものに限る。）とすること。</p>
木質バイオマスストーブの導入	薪ストーブ、ペレットストーブを設置する工事
木質バイオマスボイラーの導入	木質チップボイラー、木質ペレットボイラー、薪ボイラー、蒸気式木質チップボイラーを設置する工事
上記のほか、市長が認める再エネ設備の導入	上記のほか、再エネ導入効果が明らかで、その効果が数値で明確な工事

備考 市の他の補助制度を利用する部分は、補助対象外とする。